

## 議案第48号

### 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条の2関係）

名称	位置
略	
宝木団地	鳥取市気高町下光元
略	

別表第2（第26条関係）

名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第1団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地	鳥取市
略	

別表第1（第2条の2関係）

名称	位置
略	
宝木団地	鳥取市気高町下光元
高山団地	岩美郡岩美町大字高山
略	

別表第2（第26条関係）

名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第1団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地	鳥取市
高山団地	岩美町
略	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。